

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

612号 2009

最低賃金改正のお知らせ

平成21年12月26日より、滋賀県内の特定（産業別）最低賃金が改正されます。

紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業

時間額 **727円**

繊維工業（ねん糸製造業、織物業、網・網製造業、レース・繊維雑品製造業）

時間額 **696円**

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業

時間額 **810円**

製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鋳鉄管製造業

時間額 **775円**

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（旧「一般機械器具製造業」）

時間額 **811円**

計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ製造業

時間額 **799円**

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **793円**

自動車・同附属品製造業

時間額 **813円**

各種商品小売業（衣食住の全てを扱い、そのうちどれが主になるか判別できない事業所）

時間額 **740円**

また、滋賀県最低賃金は、平成21年10月1日より1時間当たり693円に改正されました。

※滋賀県最低賃金は特定（産業別）最低賃金に該当する産業以外の全ての産業に適用されます。

※最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

【問い合わせ先】

滋賀労働局賃金室 TEL：077-522-6654

彦根労働基準監督署 TEL：0749-22-0654

大津労働基準監督署 TEL：077-522-6641

東近江労働基準監督署 TEL：0748-22-0394

働く女性のキャリアアップ講座を開催しました

去る11月6日（金）滋賀県大津合同庁舎において「働く女性のキャリアアップ講座」を開催し、県内企業で中堅職員として働く女性49名が参加しました。当講座は、組織の中で中堅としての役割を期待されている女性を対象に、リーダーとしての資質の向上、職業能力の開発等を目的に県が開催しているものです。

今年は講師にソーシャルスキル・プログラム代表吉田真知子先生を迎え「自己信頼度UPで明日のワタシを切り開こう」をテーマに実施しました。

講義では、モチベーションのメカニズムを学ぶとともに、自分の性格の特徴を知り、自己についての認識を高めたうえで、リーダーとして他者とのコミュニケーションのほかり方等について学習しました。

参加者からは「自分自身の特徴がわかり良かった」「リーダーとしてのあり方がわかった。道しるべとなった」等の感想が多数寄せられました。

講座の募集にあたり多数のお申し込みをいただきまして誠にありがとうございました。



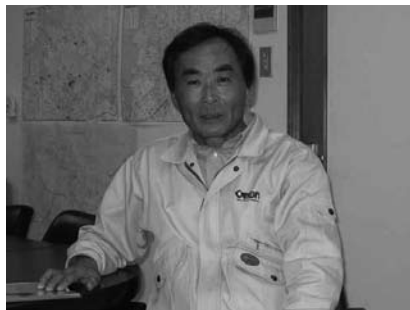
目次

- 表紙 最低賃金の改正について
働く女性のキャリアアップ講座の開催報告
- ② 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の取り組み紹介
 - ③ 障害者就職面接会参加企業の募集
滋賀県障害者雇用等優良事業所等知事表彰の受賞者紹介
 - ④ おうみものづくりフェア開催報告
各種技能競技大会の入賞者紹介
 - ⑤ おうみの名工、おうみ若者マイスターの紹介
 - ⑥ 労働相談Q&A「パートタイム労働者」
 - ⑦ パートタイマー均衡待遇助成金のお知らせ
 - ⑧ 勤労者互助会のお知らせ
中小企業退職金共済制度のお知らせ
労働委員会だより
 - ⑨ 統計／資料 県職種別民間給与実態調査結果
 - ⑩⑪ 滋賀キャリアアップハローワークの開設について
 - ⑫ 緊急サポートネットしがのお知らせ

— 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の取り組み —

「中西建設株式会社」

「滋賀労働」では、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録されている各企業の取り組みを紹介しています。今回は、中西建設株式会社の総務部長 奥野重夫さんに、行動計画策定のねらいや取り組み内容、今後の思いなどについてお話をうかがいました。



奥野総務部長

企業概要

会社名	中西建設株式会社
本社所在地	守山市播磨田町450-1
代表者	代表取締役 中西壮一郎
従業員数	28名(男性23名 女性5名)

若年層の定着をはかるために

当社は従業員の高齢化が進み、若手への世代交代の時期にあります。これまでから若い人を積極的に採用していますが、なかなか定着してもらえません。

建設業は大変厳しい局面を迎えていますが、今後の取り組み方によっては、若年層を取り込むことができると考えています。そこで、働きやすい労働環境を整えることによって、従業員の労働意欲を増進させ、若年層の定着を図るために一般事業主行動計画を策定し、取り組むことにしました。

現場の複数体制化により残業代4割削減！

取り組み内容は主に2つあります。

まず1つ目は、所定外労働時間等の削減、有給休暇の取得促進のための取り組みです。

これまで、残業や休日出勤が非常に多く、期日内に工事を完了するためには仕方がないという考えを多くの従業員が持っていました。当然、有給休暇の取得も大変難しい状況でした。

そこで、従業員に対する教育機会をこれまで以上に増やし、建設機械を幅広く駆使できる人材を育成するとともに、より効率を上げるため建設機械等ハード面の整備を行い、各現場の担当体制をこれまでの1現場1人という体制から、他の現場もかけもって担当するという複数体制を取りました。個々の人間が受け持つ現場数は増えますが、作業効率があがり、残業や休日出勤の経費を約4割削減できましたし、有給休暇の取得促進にも効果をあげました。

一般事業主行動計画(概略)

1. 計画期間

平成20年9月1日～平成23年8月31日

2. 計画内容

- 目標1 平成23年8月までに、社員全員の所定外労働時間を現在の状況より削減するよう努める。
- 目標2 平成21年12月までに、年次有給休暇取得日数を一人当たり平均年間15日以上とする。
- 目標3 労働者の健康の確保について、妊娠中や出産後の女性労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備

また複数で担当することにより、ミスを防ぐためのチェック機能の強化を図れたことや、業務の相談をはじめ今まで以上にコミュニケーションをとるようになった等の効果もありました。

安心して働くことができる職場環境の整備

2つ目の取り組みは、従業員が安心して働くことができる職場環境の整備です。

育児休業や介護休業について就業規則に明記して従業員に説明し、相談にも応えられるよう相談員と相談窓口を設置しました。

特にこれからは介護の問題がでてくると思うので、仕事と介護の両立ができるように可能な限り柔軟な対応をとっていきたいと思います。

朝礼の場を利用して社員に周知

こうした取り組みの周知は、全員が集まる朝礼の場で全従業員に行動計画の写しを配布して、就業規則の変更内容や取り組み内容を説明しました。

年間100日の休日設定を目指す！

世代交代を図るために、今後も労働条件の整備や福利厚生充実の充実に向けていきたいと考えています。

具体的には、有給休暇の取得増加だけでなく、1年単位の变形労働時間制での休日数を年間94日から100日に増やしていきたいです。また、社員同士のコミュニケーションなど活性化を図るために、懇親会などの場を設けていきたいと思っています。

県労政能力開発課のホームページ内で開設している「しがのワーク・ライフ・バランス(<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/wlb/index.html>)」では、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録の詳細や登録企業の紹介、関連情報などを掲載しています。

障害者就職面接会を開催します

■ 湖東地域障害者就職面接会 ■

平成22年2月2日(火) 場所：県立男女共同参画センター

■ 湖北地域障害者就職面接会 ■

平成22年2月8日(月) 場所：ビバシティ彦根

■ 湖南地域障害者就職面接会 ■

平成22年2月15日(月) 場所：クサツエストピアホテル



雇用の情勢は、未だなお予断を許さない状況にあり、障害者を取り巻く雇用環境も引き続き厳しい状況が続いています。

このため、県と滋賀労働局では、一人でも多くの障害のある方が就職できることを目的に「障害者就職面接会」を共催いたします。

就職面接会には、障害のある多くの方々が参加されますので、事業主の皆様にとっては人材確保および障害者法定雇用率の向上に向けての絶好の機会です。

事業主の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

- 障害者就職面接会に参加を希望される場合は、お早めに所在地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。



▶ ハローワーク大津 TEL 077-522-3773	ハローワーク高島 TEL 0740-32-0047
自動音声ガイドに従い、部門コード「31#」を押して下さい。	ハローワーク長浜 TEL 0749-62-2030
ハローワーク彦根 TEL 0749-22-2500	ハローワーク東近江 TEL 0748-22-1020
ハローワーク甲賀 TEL 0748-62-0651	ハローワーク草津 TEL 077-562-3720

平成21年度 滋賀県障害者雇用等優良事業所等知事表彰

本県では、障害者の雇用促進と職業の安定を図るため、チャレンジドWORK運動推進事業の一環として障害者雇用にかかる知事表彰を実施しています。

今年度は、9月11日にクサツエストピアホテルで開催された「障害者ワークフェア」において、次のとおり事業所および勤労者の皆様が受賞されました。

【知事 表彰の部】

◆ 障害者雇用優良事業所

新協化成工業株式会社 (湖南市)
エームサービス西日本株式会社
東レ滋賀事業所 (大津市)

◆ 優秀勤労障害者

堤 督久 (扶桑工業(株)勤務)
森岡 成年 (ツジコー(株)勤務)

【知事 褒賞の部】

◆ チャレンジドWORK推進賞

株式会社農環 (栗東市)
有限会社ラブ・グリーン (彦根市)

〈敬称略〉





滋賀県では、技能者の技能水準と地位の向上を図り技能尊重の風を醸成するために、次世代を担う青少年に優れた技能と親しむ機会の提供をはじめ、優秀な技能者の表彰制度や各種技能競技大会への支援など、さまざまな技能振興事業を展開しています。

おうみものづくりフェア(技能フェア2009)を開催しました

平成21年10月17日(土)、18日(日)の2日間、テクノカレッジ米原(県立高等技術専門校米原校舎)で、おうみものづくりフェアを実行委員会(滋賀県・滋賀県職業能力開発協会・滋賀県技能士会ほか関係団体等)の主催により開催しました。

今回は14回目の開催となり、小学生の親子と中学生が、巻き寿司作りや木工製作、かんな削り等を体験する「ものづくり教室」、職業訓練施設の訓練生等が旋盤職種で技を競い合う「技能競技大会」等多彩なイベントを実施しました。「おうみ若者研修道場」では、おうみの名工や高度熟練技能者等の方々により、技能継承を目的として県内の工業高校生に技能指導が行われました。

また、技能競技大会では、ただ一人高校生として

出場の彦根工業高校の中谷陵選手が見事優勝し、その優秀な技能を他の訓練生にアピールされました。

その他、東近江消防音楽隊による迫力ある演奏や、高等技術専門校、工・農業高校の生徒の製作品の展示・即売をはじめ、滋賀県建設業協会による建設業で働く人々の写真パネルの展示等も盛況し、ものづくりの楽しさ・素晴らしさで溢れた2日間となりました。たくさんのご来場ありがとうございました。



(初めてのかんな削り)

技能五輪・アビリンピックいばらき大会2009 —滋賀県代表選手 5名入賞！—

平成21年10月23日(金)から11月1日(日)にかけて、茨城県を中心に第47回技能五輪全国大会と第31回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)が、技能五輪・アビリンピックいばらき大会2009として盛大に開催されました。滋賀県からは、技能五輪に7職種・12名の選手が、アビリンピックには8職種・8名の選手が県代表として参加され、各々持てる技能を存分に発揮されました。大会では、両大会合計5名の方が見事に入賞を果たされ、今後もその活躍が期待されるところです。

【技能五輪入賞者】

(敬称略)

競技職種	入賞順位	氏名	所属
和 裁	3位(銅賞)	桐山 友香	(株)たけなか
機械組立て	3位(銅賞)	山田 康司	パナソニック電気(株)彦根工場
機械組立て	敢闘賞	野瀬 陽平	パナソニック電気(株)彦根工場



(真剣な眼差しで競技に取り組む桐山選手)

【アビリンピック入賞者】

(敬称略)

競技職種	入賞順位	氏名	所属
機械CAD	3位(銅賞)	岡本 英樹	ヤンマー(株)
パソコン操作	3位(銅賞)	谷澤 明彦	滋賀県立玉川高等学校



(表彰式でガッツポーズをする岡本選手)

平成21年度「おうみの名工」、 「おうみ若者マイスター」決まる！

●おうみの名工



「おうみの名工」は、その卓越した技能により、産業の発展や後進の育成指導にご功績のあった方々です。

今年度は以下の17名の方が、平成21年11月10日(火)に滋賀県公館にて表彰されました。

(敬称略、50音順)

お名前	職 種	勤務先
いちおか としゆき 市岡 敏之	機械修理工	ダイハツ工業(株) 滋賀(竜王)工場
いましゆく あきお 今宿 明男	旋盤工	三菱重工業(株) 工作機械事業部
おおし かずお 大橋 和夫	仏壇木地製造 伝統工芸士	(株)大橋木工所
おおし ふしひろ 大橋 祥浩	金属手仕上工	パナソニック電工(株) 彦根工場
かね こ ただし 金子 正	染物職	あいぞめ屋 蓬藍館
かわぐち まさる 川口 勝	木彫工	川口彫刻所
こにし さとる 小西 知	木製建具製造工	小西建具(株)

お名前	職 種	勤務先
せと いさむ 瀬戸 勇	西洋料理人	大津プリンスホテル
てらしま たかお 寺嶋 孝夫	数値制御金属工作 機械工	ヤンマー(株) 小形エンジン事業本部
とうじょう かつとし 東條 勝利	時計修理工	近江時計眼鏡宝飾 専門学校
としま さだひこ 戸嶋 貞彦	理容師	ヘアデザイン戸嶋
なかしま きよし 中島 清	半導体組立工	オムロン(株)野洲事業所
にしい くんじ 西井 薫治	機械修理工	ダイハツ工業(株) 滋賀(竜王)工場
ひらの なおよし 平野 直由	機械込造型工	ダイハツ工業(株) 滋賀(竜王)工場
まえだ しょうぞう 前田 省三	洋菓子製造工	(株)パレット
みやま さだお 宮嶋 貞夫	金属熱処理工	(株)ミヤジマ
もり じゅんいち 森 順一	日本料理人	大津観光(株) 里湯昔話 雄山荘

●おうみ若者マイスター



県では、県民の皆さんの技能への関心を高め、若い技能者の方々に技能向上へのさらなる意欲をもっていただき、将来は「おうみの名工」のような卓越した技能者になられることを願って、県内に在住、またはお勤めの35歳未満の優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」に認定しています。

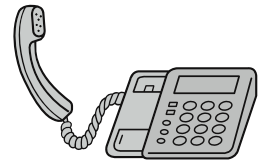
今年度は以下の5名の方を認定し、平成21年11月10日(火)に滋賀県公館にて認定式を行いました。

(敬称略)

お名前	職 種	勤務先
くさの まり 草野 真理	電子複写機組立	長浜キヤノン(株)
やすい おきむ 安井 修	フライス盤工	パナソニック電工(株) 彦根工場
いちかわ しんや 市川 慎也	自動車整備工	正和自動車販売(株)
もりわき なおゆき 森脇 尚幸	金属工作機械組立工	ヤンマー(株)
もり かつひこ 森 和彦	研磨盤工	日伸工業(株)

労働相談 Q & A

テーマ 「パートタイム労働者の 均衡待遇」



質問

私はパートとしてある大手スーパーで働いています。9時から16時まで実働6時間で、勤続7年になります。入社当初は、レジ打ちや販売補助など、単純な業務を指示される通りやっていたのですが、経験を重ねるうちに徐々に仕事の幅も広がり、責任も持たされるようになりました。

勤続5年で売り場主任を命じられ、部下も数人持つようになりました。しかし、時給は入社当初の800円から850円になったに過ぎず、同じ主任でも正社員は、勤続年数が浅くずっと年下でも給料ははるかに上です。

また、主任研修は、正社員は社外の専門講師による研修を受けますが、パートは店長による簡単な心得程度で済ませているのが現状です。

同じ職務内容で、同程度の責任も持たされているのに、正社員とパートで待遇が違うのは仕方ないのでしょうか。会社にそのことを質すと、正社員とパートは賃金体系が異なっていると言われ、研修制度も、正社員とパートでは内容に差がつくのは仕方ないと言われましたが、納得できません。

回答

(1)パートタイム労働法は、正社員と比較して、次の3つの要件を満たすパートタイム労働者については、「正社員と同視すべきパートタイム労働者」として、賃金、教育訓練、福利厚生等すべての処遇についてパートタイム労働者であることを理由に差別的に取り扱うことを禁止しています(法第8条)。

- ① 職務(仕事の内容や責任)が同じである。
 - ② 人材活用の仕組みや運用など(人事異動の有無や範囲等)が全雇用期間を通じて同じである。
 - ③ 契約期間が実質的に無期契約である(期間の定めがない労働契約または反復更新により実質的に期間の定めのない契約と変わらない雇用関係)。
- (2)また、上記3つの要件が正社員と同じでなくとも、賃金の決定にあたっては、正社員とのバランスを考え、パートタイム労働者の職務の内容、能力、経験などを踏まえて決めるよう努力しなければなりません(法第9条)。
- (1)、(2)をまとめると下記の表のようになります。

(3)あなたの場合、契約期間に定めがなく、また、人事異動の有無・範囲などの人材活用の仕組みも同じであれば、下記表の①に該当することになり、事業所はパートタイム労働者であることを理由に差別的取扱をすることはできません。

もし、正社員にのみ転勤がある、パートタイム労働者が昇進できるのは副店長までといった人事システムが採用されているのであれば、人材活用の仕組みや運用などが異なることとなりますが(表②または③に該当)、この場合も、賃金の決定にあたっては、正社員とのバランスを考えて決定するように努めなければなりません。

特に、パートタイム労働者も正社員も副店長職にある間までは、転勤がないなど表の②に該当する場合は、副店長職までの期間の賃金については正社員と同一の方法で決定することが努力義務

【パートタイム労働者の態様】 通常の労働者と比較して、			賃 金		教育訓練		福利厚生	
職務の内容 (業務の内容及び責任)	人材活用の仕組み や運用など (人事異動の有無及び範囲)	契約期間	職務関連賃金 ・基本給 ・賞与 ・役付手当等	左以外の賃金 ・退職手当 ・家族手当 ・通勤手当等	職務遂行に必要な能力を付与するもの	左以外のもの (キャリアアップのための訓練など)	給食施設 ・休憩室 ・更衣室	左以外のもの (慶弔休暇、住宅の貸与等)
①通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者			◎	◎	◎	◎	◎	◎
同じ	全雇用期間を通じて同じ	無期 or 反復更新により無期と同じ						
②通常の労働者と職務の内容と人材活用の仕組みや運用などが同じパートタイム労働者			□	—	○	△	○	—
同じ	一定期間は同じ	—						
③通常の労働者と職務の内容が同じパートタイム労働者			△	—	○	△	○	—
同じ	異なる	—						
④通常の労働者と職務の内容も異なるパートタイム労働者			△	—	△	△	○	—
異なる	—	—						

(講じる措置) ◎・・・パートタイム労働者であることによる差別的取扱いの禁止 ○・・・実施義務・配慮義務
□・・・同一の方法で決定する努力義務 △・・・職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案する努力義務

とされています。

パートタイム労働法では、事業主に対して、待遇決定について説明義務を課していますので(法第13条)、あなたの実態が表でどこに位置するのかが再度説明を求めているかがでしょうか。

また、パートタイム労働者と正社員の職務の内容が同じ場合、その職務の遂行に必要な能力を付与するための研修については、パートタイム労働者に対しても正社員と同様に実施することが義務づけられています(法第10条)。正社員が受ける主任研修の内容を確認してみましょう。

表の①に該当するのに会社との話し合いがうまく行かない場合には、労働局の雇用均等室に申し出て、紛争解決の援助を受けることができます。なお、パートタイム労働者が紛争解決の援助を求めたことを理由として、使用者が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

パートタイム労働法については→ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>

問い合わせ先

パートタイム労働法にかかる相談

滋賀労働局雇用均等室

大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5F

電話：077-523-1190

労働全般にかかる相談

滋賀県労働相談所

JR 草津駅前エルティくさつ3F

(草津市大路1-1-1)

労働相談ダイヤル
(通話料無料)

0120-967164

苦勞ない勞使

面会および 電話による 相談時間	月～金(平日) 10時～20時 月～金(祝日) 17時～20時 土・日 10時～16時
------------------------	---

*** パートタイマー均衡待遇推進助成金のご案内 ***

(短時間労働者均衡待遇推進等助成金 (事業主向け))

パートタイマー均衡待遇推進助成金は、次の①～⑥の制度についてパートタイマーと正社員の均衡待遇を実施した事業主が支給対象となります。

※①「正社員と共通の評価・資格制度の導入」と②「パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度の導入」は、いずれか一方の支給となります。

支給対象と支給額	企業規模	第1回	第2回	
① 正社員と共通の評価・資格制度の導入				
パートタイマーの仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共通の評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合	中小企業	25万円	35万円	
	大企業	25万円	25万円	
② パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度の導入				
パートタイマーの仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合	中小企業	15万円	25万円	
	大企業	15万円	15万円	
③ 正社員への転換制度の導入				
パートタイマーから正社員への転換の試験制度を設けた上で、実際に転換者が1名以上出た場合 パートタイマーについていくつか必要要件があります。詳細については下記までお問い合わせ願います。 <small>※同一の事由により中小企業雇用安定化奨励金の支給を受けた場合は、本助成金は受給できません。</small>	中小企業	15万円	25万円	
	大企業	15万円	15万円	
④ 短時間正社員制度の導入 ※中小規模事業主・・・常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主です				
短時間正社員制度を設けた上で、自発的な申し出により連続する3ヶ月以上の期間この制度を利用した者が1名以上出た場合(10人まで支給) 「短時間正社員」とは、 1. 正社員と比較して、1日の所定労働時間が1時間以上短いこと、又は、週・月の所定労働時間・日数が1割以上短いこと。 2. 労働契約期間の定めがないこと。 3. 時間当たりの基本給等が、同様の業務に従事する正社員と同等であること。 「パートタイマーから短時間正社員への転換」、「フルタイムの正社員から短時間正社員への転換」について、いくつか必要要件があります。詳細については下記までお問い合わせ願います。	1人目	中小規模企業	15万円	25万円
		大企業(上記以外)	15万円	15万円
	10人目以降	中小規模企業	15万円	1人につき1回限り
		大企業(上記以外)	10万円	
⑤ 教育訓練制度の導入				
正社員との均衡を考慮した教育訓練制度を設けた上で、パートタイマー延べ30名以上に実施した場合	中小企業	15万円	25万円	
	大企業	15万円	15万円	
⑥ 健康診断制度の導入				
パートタイマーの健康診断(雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診)の制度を設けた上で、その受診者が延べ4名以上出た場合	中小企業	15万円	25万円	
	大企業	15万円	15万円	

働く人の
福利厚生のお手伝い

勤労者互助会 (中小企業勤労者福祉サービスセンター)

勤労者互助会(中小企業勤労者福祉サービスセンター)は、従業員の福利厚生事業を共同で実施することにより質の高い福利厚生サービスを提供し、中小企業で働く人とその家族のみなさまの生活を応援しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

(平成21年12月現在)

互助会名	電話番号	対象地域
財大津市勤労者互助会	077-522-6499	大津市
彦根地域勤労者互助会	0749-27-6787	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
湖北地域勤労者互助会	0749-50-7327	長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町
財近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター	0748-38-8400	近江八幡市、安土町、竜王町
東近江地域勤労者互助会	0748-23-7400	東近江市、日野町
社草津市勤労者福祉サービスセンター	077-567-4377	草津市
財守山野洲勤労福祉サービスセンター	077-581-2408	守山市、野洲市
栗東市勤労者互助会	077-554-0400	栗東市
甲賀広域勤労者互助会	0748-63-1809	甲賀市、湖南市
高島市勤労者互助会	0740-32-8188	高島市

中退共の退職金でモ一っと元気な会社！

中小企業退職金共済(中退共)制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

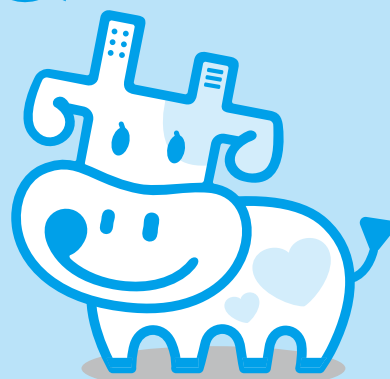
中小企業の社長さんに知ってほしい **モ一っと** があります

モ一っと 安全! 国の制度で安心・確実
掛金の一部が助成されます。

モ一っと 有利! 掛金は損金として全額非課税
掛金以外の諸経費はかかりません。

モ一っと 簡単! 管理がラクな社外積立
退職金額・納付状況もご報告。

- 適格退職年金制度からの移行先です。
- パートさんも加入できます。
- 転職先でも引き継げる「通算制度」があります。



モ一っとくん

■お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部(中退共)

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6

TEL 03-3436-0151 FAX 03-3436-0400

※ホームページで

動画「なるほど納得! 中退共制度」を配信中!

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

支えあって
50年

広告



高台の分譲地 自由設計 大津野郷原



自由設計用地 1,125.5万円より

○土地 134.05 m² (約 40.55 坪)

〈概要〉所在地：大津市野郷原 1 丁目 / 地目：宅地 / 前面6m大津市道 / 用途地域：第1種住居地域、第1種中高層住居地域 / 建ぺい率：60% / 容積率：200% / 開発許可番号大津市指令都開第18050号 / 今回販売区画：14区画 / 設備：関西電力・大津市上下水道・大津市ガス / 交通：「野郷原」バス停徒歩1分 / 建築条件付宅地

〈売主〉 滋賀県知事 (11) 631号

滋賀県勤労者住宅生活協同組合
大津市打出浜2-1 コラボしが216階

お問合せは
住宅生協まで

TEL.077-524-2800

定休日/火・水・祝 〈土日も営業しています〉

労働委員会
だより

こんな時、必要です！「労働組合の資格審査」

労働組合は、労働者の自由な意思により結成できます。しかし、労働委員会の資格審査が必要な場合があります。

今回は、労働組合の資格審査制度についてご紹介します。

労働組合の資格審査とは

労働組合法(以下「労組法」といいます。)では、労働組合が法律に定められた手続きに参加するためには、一定の資格を備えていることを必要としています。この資格の有無を審査することを「労働組合の資格審査」といいます。

労働組合の資格審査が必要となるのは、

- ① 労働組合が不当労働行為の救済を申し立てる場合
- ② 労働組合が労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ③ 労働組合が法人登記の申請をする場合
- ④ 労働組合が職業安定法で定める無料の労働者供給事業を行う場合
などです。

審査の基準

審査の基準は次の2点です。

- ① 自主的な労働組合かどうか
使用者の利益を代表する者が組合に加入していないか、使用者から経理上の援助を受けていないか等、労組法第2条に定める要件を満たしているかどうかを審査します。
- ② 民主的な労働組合かどうか
労働組合の規約が、労組法第5条第2項各号に定める要件を含んでいるかどうかを審査します。

審査の流れ

① 申請

資格審査を受けようとする労働組合は、所定の申請書、調査とともに、労組法第2条および第5条第2項の規定に適合することを証明するための書類(組合規約、締結している場合は労働協約、会社職制表、会計報告書など)を労働委員会に提出します。

申請書の様式は、滋賀県のホームページ(<http://www.pref.shiga.jp/>)の「申請書ダウンロード」コーナーまたは当委員会のホームページ(下記)からダウンロードできます。

② 審査

申請を受けた労働委員会は、労組法に適合しているかどうかを公益委員会議で審査します。また、労使双方の所在地に赴いての実態調査や、その他の証拠調べを行うこともあります。

適合しない点があれば、一定の期間を定めて補正することを勧告します。補正勧告を受けた労働組合は、期間内に補正し、補正書を提出していただくことになります。

③ 決定

審査の結果、労組法の規定に適合していると判断され、資格審査決定書が作成され、証明書が労働組合に交付されます。

なお、適合しない旨の決定を受けた場合、その処分に対する不服があれば、決定書の写しの交付を受けた日から15日以内に、中央労働委員会に再審査を申し立てることができません。

なお、資格審査による決定は、労働組合がその時点において労組法上の手続きに参加し、または救済を受けることができるかどうかを決定するものに過ぎませんので、一度、適合決定を受けた労働組合であっても、その後、再び、労組法上の手続きに参加し、または救済を受けようとする場合には、改めて審査を受ける必要があります。

労使紛争に関する問題がありましたら、
お気軽にご相談ください！

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館5階

TEL 077-528-4473 <http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

ろうきんは、はたらく人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

広告



この時代に暮らすあなたを、低利なローンで応援したい。

ろうきんは、住宅・車・教育・育児など、暮らしに必要なローンを低金利でご提供しています。はたらくあなたの生活を守ることを一番に考え、豊かなライフプランの実現をサポートします。

だから、ろうきん

大津支店 ☎077-524-5356

大津市おの浜4-5-9

彦根支店 ☎0749-22-2862

彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館内

草津支店 ☎077-562-5791

草津市南草津3-7-1

八日市支店 ☎0748-23-2371

東近江市八日市緑町11-26

長浜出張所 ☎0749-63-9111

長浜市高田町5-21

水口支店 ☎0748-62-6131

甲賀市水口町東名坂277

守山出張所 ☎077-583-4400

守山市播磨町3076-2

近江八幡ローンセンター ☎0748-37-5910

近江八幡市鷹飼町南4-4-5

アクティ近江八幡2F

儲けない金融機関

近畿ろうきん

<http://www.rokin.or.jp>

お客様センター ☎0120-191-968

月曜～金曜 9:00～18:00(土曜・日曜・祝日・12月31日～1月3日除く)

平成21年滋賀県職種別民間給与実態調査結果

滋賀県人事委員会発表の「平成21年滋賀県職種別民間給与実態調査結果」の内容(抜粋)を掲載します。詳細は、県人事委員会事務局ホームページ(<http://www.pref.shiga.jp/l/jinji-i/mincho/summary.html>)をご覧ください。

- 調査目的 公務員の給与水準を検討決定するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 調査内容 給与改定の状況や諸手当の制度などを事業所単位に調査するとともに、4月に支払われた給与、年齢、学歴などを個人別に調査。

○調査対象 (事業所)

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所536事業所から、統計上の理論を用いて115事業所を無作為に抽出。調査完了事業所数108事業所。(表1)

(従業員)

調査対象事業所において常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者。取締役等の役員は対象外。初任給関係309人。初任給関係以外5,841人。初任給関係以外の調査対象推定数(母集団)37,807人。

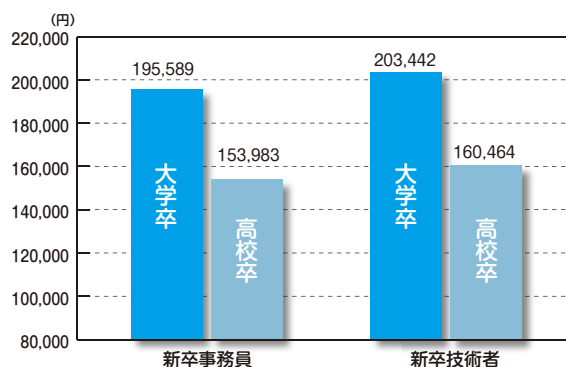
- 調査方法 実地調査
- 調査時期 平成21年5月1日～6月18日
- 調査実施機関 滋賀県人事委員会ならびに人事院、他の都道府県および政令指定都市等人事委員会(共同調査)

表1 産業別調査事業所数

企業規模 産業分類	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	108	26	8	15	37	22
建設業	4	1	—	—	1	2
製造業	77	15	7	12	27	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	6	1	—	—	2	3
卸売・小売業	6	5	—	—	1	—
金融業	5	1	—	1	2	1
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	10	3	1	2	4	—

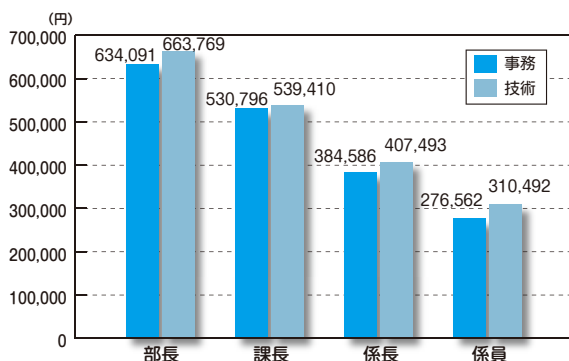
1 学歴別初任給

学歴別の初任給は、大学卒(新卒)の事務員が195,589円、技術者が203,442円、高校卒(新卒)の事務員が153,983円、技術者が160,464円となっています。



2 職種別平均給与額、平均年齢

職種別の平均給与額、平均年齢は以下のとおりです。技術関係職種の方が平均給与額が高くなっています。

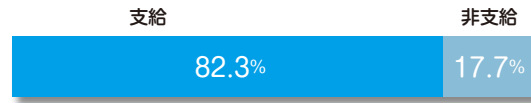


職種名		平均年齢 (歳)	平成21年4月分平均給与額 (円)
事務関係職種	部長	51.8	634,091
	課長	47.1	530,796
	係長	44.3	384,586
	係員	34.0	276,562
技術関係職種	部長	50.6	663,769
	課長	47.5	539,410
	係長	42.8	407,493
	係員	34.9	310,492

3 家族手当の支給状況

家族手当を支給している事業所は82.3%、支給していない事業所は17.7%でした。

※家族手当……扶養家族を有することを支給の条件としている手当。
なお扶養家族とは各企業の規定に基づき認定された扶養家族のことをいう。



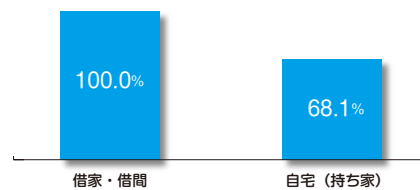
4 住居手当の支給状況

住居手当を支給している事業所は51.2%、支給していない事業所は48.8%でした。

また、住居手当を支給している事業所では、借家・借間に対していずれの事業所も支給していますが、自宅(持ち家)に対しては68.1%の事業所が支給しています。



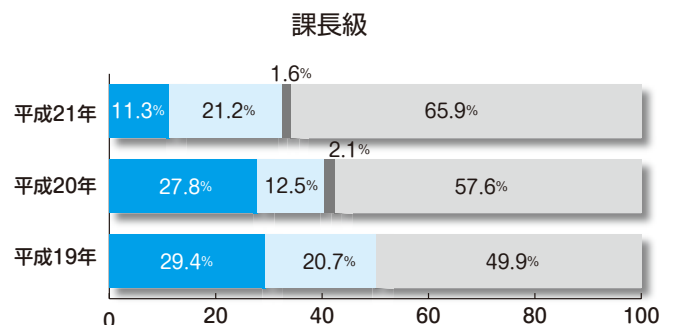
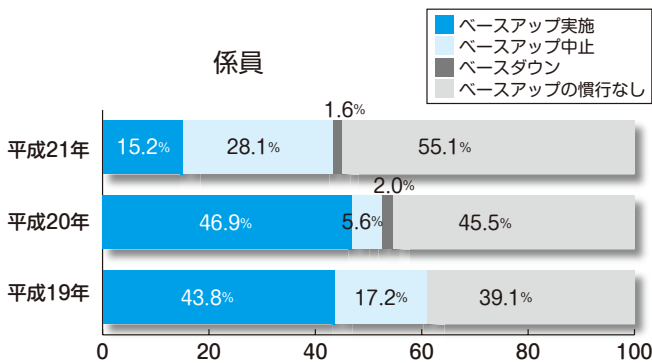
イ 借家・借間、自宅に対する支給状況



(注) 手当を支給する事業所を100とした割合です。

5 給与改定の状況

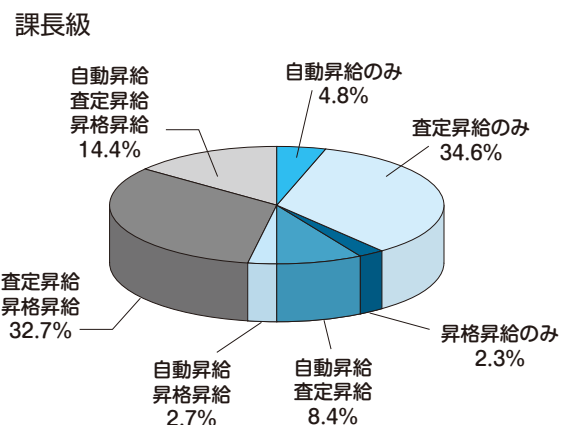
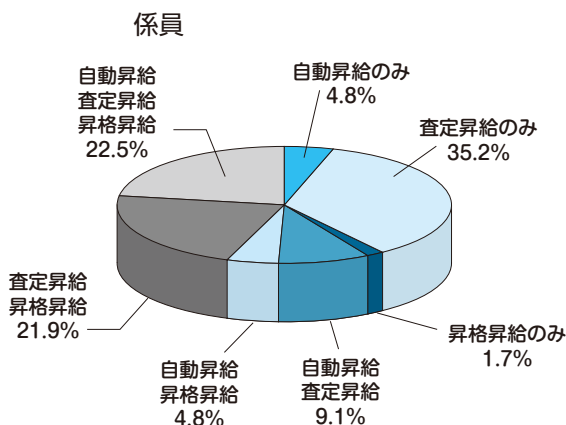
係員および課長級における給与の改定状況は下記のとおりです。



(注) 平成20年について、「ベースアップの慣行なし」の事業所のうち、定期昇給が実施されている事業所は、係員では72.8%、課長級では38.5%です。

6 定期昇給制度の状況

定期昇給制度を有している事業所における係員および課長級における制度内容は下記のとおりです。



(注) 1. 定期昇給制度ありとした事業所を100とした割合です。
2. 定期昇給とは、1年のうち定期的に昇給する制度であり、毎年自動的に昇給する自動昇給のほか、業績・成果に基づき行われる査定昇給、さらに、職能資格の上昇に伴う昇格昇給を含みます。

安定した職業に就くことを希望する非正規労働者等の再就職支援施設

「滋賀キャリアアップハローワーク」を開設しました

滋賀労働局では、経済情勢の悪化により離職を余儀なくされた非正規労働者等が増加していることから、安定した職業に就くことを希望する非正規労働者等に対して、さまざまな支援をワンストップで提供するため「滋賀キャリアアップハローワーク」を次のとおり開設しました。

1 施設の名称	滋賀キャリアアップハローワーク
2 所在地	〒525-0032 草津市大路1丁目1番1号 ガーデンシティ草津3階(L t y 9 3 2内) 電話：077-599-4120
3 開設日	平成21年11月24日(火)
4 開庁日・時間	月～金曜日 午前10時00分～午後7時00分 土曜日 午前10時00分～午後5時00分 ※日曜及び祝日・年末年始は休み

5 業務内容

- (1) 予約担当制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- (2) 求職者のニーズ、能力等を踏まえた個別求人開拓の実施
- (3) ハローワークの求人情報等の各種就職情報の提供並びに職業相談・職業紹介
- (4) 公共職業訓練及び基金訓練の受講希望者に対する受講支援
- (5) 職場見学・職場体験や履歴書の書き方・面接の受け方等に関するセミナーの実施
- (6) 派遣労働者等の雇用等に関する相談
- (7) 住宅確保相談等の生活支援
- (8) 福祉分野への就業を希望する求職者への情報提供等の支援

滋賀労働局職業安定部職業安定課

緊急サポートネットしが

こんなとき、大切なお子様を預かります！

- 急な残業の一時預り、宿泊を伴う出張の時の子どもの宿泊預り
- 病後児で集団保育になじまない子どもの一時預り

※ 子育て支援緊急サポートネットしがを利用するには、会員登録が必要です。

◎会員登録◎	
利用会員	サポート会員
滋賀県に居住する方で ・共働きの方 ・働く一人親の方	滋賀県に居住する方で、自宅で子どもを預かることができる方 ◆有資格者歓迎* ◆研修有り

*資格：保健師、助産師、看護師、保育士など

◎サポート内容◎	
サポート内容	緊急時の一時預り、宿泊預り (原則としてサポート会員の自宅にて預かります)
サポート対象	生後3ヶ月～小学6年生
基本利用料金(謝金)	1時間当り1,000円をサポート会員に直接支払っていただきます。
センターの受付時間	平日9:00～17:00

【お申し込み/お問い合わせ】

緊急サポートネットしが

TEL：077-522-4600

〒520-0806 大津市打出浜2番1号コラボしが21 6階

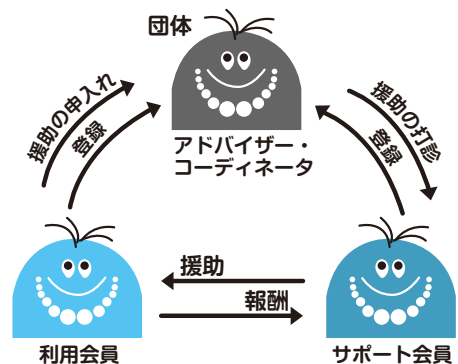
(財)滋賀県勤労者福祉協会内

<http://www.kinpuku.jp>

いざと言う時のために
会員登録を!!



緊急サポートネットしがのしくみ



「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労政能力開発課

〒520-8577 大津市京町 4-1-1

TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/>